

参加費無料

改正パートタイム労働法等 説明会の御案内

少子高齢化がすすみ、労働力人口が減少していくなか、パートタイム労働者は平成25年には1,568万人と、雇用者全体の約3割を占め、我が国の経済活動の重要な役割を担っています。

パートタイム労働者の内訳をみると、約7割が女性ですが、若年者や高齢者を中心に男性のパートタイム労働者も増加するとともに、パートタイム労働者の役職者もみられるなど、その働き方は、近年特に多様化・基幹化しています。

現行のパートタイム労働法は、平成20年4月より施行されているところですが、より一層の均等・均衡待遇の確保を推進するため、平成27年4月1日に改正パートタイム労働法が施行されます。

今回の説明会では、改正パートタイム労働法の説明を中心に、同じく平成27年4月1日に施行されます改正次世代育成支援対策推進法等についても説明します。

多くの方の御参加をお待ちしています。

日時

平成27年1月13日(火) 1月14日(水)

13:30~15:30

※希望日をお選びください。

場所

高松サンポート合同庁舎アイホール

高松市サンポート3番33号アイプラザ2F

(裏面地図参照)

※駐車場がありませんので、車での来庁は御遠慮ください。

内容

- 改正パートタイム労働法について
- 改正次世代育成支援対策推進法について
- 多様な正社員制度の導入について
- キャリアアップ助成金について

対象

事業主、企業の人事労務担当者など 各日定員140名程度

※1社1名の参加でお願いします (先着順)

12月25日(木)までに「香川労働局雇用均等室」あてにFAXまたは郵便でお申込ください。定員になり次第、締め切らせていただきます。

申込書裏面 →

〒760-0019 高松市サンポート3番33号 (TEL087-811-8924 [FAX087-811-8935](tel:087-811-8935))